

議第61号

高山市手数料条例の一部を改正する条例について

高山市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年6月25日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

建築基準法等の改正に伴い改正しようとする。

高山市手数料条例の一部を改正する条例

高山市手数料条例（昭和36年高山市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(手数料の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。			(手数料の種類及び金額) 第2条 手数料を徴収するものの種類及びその金額は、次のとおりとする。		
種類	1件につき	件数区分等	種類	1件につき	件数区分等
(1)の部～(39)の部 (略)			(1)の部～(39)の部 (略)		
(40) 建築基準法 （昭和25年法律第201号。 以下この部において「法」という。）の施行に関する事務	建築物の新築、増築、改築又は移転に係る確認の申請及び計画の通知に対する審査並びに計画変更の確認の申請及び計画の通知に対する審査（右欄に掲げる建築物の床面積の合計の区分（移転に係るものについては、床面積の合計の2分の1の区分）による。）の項～既存建築物に係る工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査の項 (略)	1申請をもって1件とする。	(40) 建築基準法 （昭和25年法律第201号。 以下この部において「法」という。）の施行に関する事務	建築物の新築、増築、改築又は移転に係る確認の申請及び計画の通知に対する審査並びに計画変更の確認の申請及び計画の通知に対する審査（右欄に掲げる建築物の床面積の合計の区分（移転に係るものについては、床面積の合計の2分の1の区分）による。）の項～既存建築物に係る工事の全体計画の変更の認定の申請に対する審査の項 (略)	1申請をもって1件とする。
	一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの申請に対する審査	6,400に、現に存する建築物の数に12,000を乗じて得た額を加算した額		一の敷地とみなすこと等の認定の取消しの申請に対する審査	6,400に、現に存する建築物の数に12,000を乗じて得た額を加算した額
				<u>既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更を伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査</u>	<u>27,000</u>
				<u>既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更を伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る変更の認定の申請に対する審査</u>	<u>27,000</u>
			<u>建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査</u>	<u>120,000</u>	
	法の規定に基づいてなされた許可、承認、認可、指定、確認、検査、申請又は届出に関する証明書の交付の項 (略)			法の規定に基づいてなされた許可、承認、認可、指定、確認、検査、申請又は届出に関する証明書の交付の項 (略)	
(40)の2の部～(59)の部 (略)			(40)の2の部～(59)の部 (略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。